随 意 契 約 理 由

令和8年(2026 年)10月1日

契約担当課名	行政総務課
発注担当課名	行政総務課
契約名称	小型乗用車の月額賃貸借
契約内容	小型乗用車両１台の再リース
契約締結日 及び契約期間	令和８年９月 30 日 令和８年９月 30 日から令和 10 年９月 29 日
契約の相手方 （所在地・名称）	三菱オートリース株式会社
契約金額	1,056,000 円
随意契約理由	（地方自治法施行令第 167 条の２第1項　第２号に該当） 対象となる車両は、賃貸借契約が令和８年９月２９日に終了する。 現行車両は、稼働状況は良好で、これまでの車両整備及び法定点検整備等の結果も問題なく、今後も継続して、円滑かつ適切な稼働が確保できる見込みである。また、一般的に、再リースは新規リースと比べ、リース料の節減を図ることができる。現行の契約事業者から見積書を徴取したところ、再リース料は現行のリース料と同額で、新規リース料より低額となっている。 以上をふまえ、引き続き、これらの車両を使用することが適切であることから、地方自治法施行令第 167 条の２第１項第２号の規定に基づき、現行の契約事業者との間で、現行車両の賃貸借契約を締結するもの。